

空き店舗を活用して出店する事業者を応援します!

空き店舗活用補助金

みどり市では、市内にある空き店舗を活用して出店する事業者に対し、「店舗の改修及び設備に係る経費」や「店舗の賃借料」にかかる費用の2分1を補助します。

補助対象経費 / 補助金額

市の空き店舗登録台帳で定める台帳に登録されている物件を活用して出店又は開所する際にかかる経費で、次に掲げるもの

《店舗改修費》

○補助率：補助対象経費の2分の1以内 ○限度額：100万円

※補助金の交付は、出店又は開所時の1回限り

《店舗賃借料》

○補助率：補助対象経費の2分の1以内 ○限度額：5万円/月

※敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これに類する費用は除く。

※補助金の交付は、出店又は開所日の属する月の翌月から1年間

(1) 補助対象者

- ・補助対象事業を行う事業者（市町村民税に滞納がある事業者を除く。）
- ・補助対象事業を行う市民団体等

(2) 補助対象事業

市内にある空き店舗を活用して事業年度の3月末日までに開店又は開所する事業で、次に掲げるいずれにも該当するもの

- ・卸売業、サービス業又は小売業に属する業種
- ・週に5日以上営業を行うもの
- ・市内の他の店舗から移転し、移転前の店舗が事業の用に供されない店舗となる場合には、空き店舗活用のため、市の空き店舗登録台帳で定める台帳に空き店舗情報を登録するもの
- ・出店又は営業に際して、法律等に基づく資格及び許認可が必要な業種については、既に取得しているもの又は取得が確実に見込まれるもの
- ・商工会等の地域の支援機関又は金融機関の経営指導を受け、継続的に経営を行う具体的な事業計画を有すると認められるもの
- ・改修後の店舗において営業開始から5年以上継続的に補助対象事業を行うことができるもの

(3) 対象とならない工事

《対象とならない工事》

- ① 土地購入及び工事中の仮店舗に係るもの
- ② 建築手続き等に要する費用
- ③ 屋根・柱（建物の躯体部分）・梁に関する工事
- ④ 住居等，専ら店舗以外で使用する部分に関する工事
- ⑤ 建物増減築（床面積増減）に関する工事
- ⑥ 下水・浄化槽に関する工事
- ⑦ 地下埋設の給排水管のみの修繕・取換え
- ⑧ 植樹・剪定などの植栽に関する工事
- ⑨ 清掃・消臭・抗菌処理
- ⑩ 害虫駆除・防虫等の薬剤散布
- ⑪ 売場ではない部分に関する外装工事
- ⑫ 建築物以外の構築物・塀・門扉等に関する工事（店舗看板を除く）

など

(4) 手続きの流れ

